

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

豊かな水資源をみんなで未来へ継承するまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

山梨県山梨市

3 地域再生計画の区域

山梨県山梨市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

山梨市は、平成17年3月に山梨市・牧丘町・三富村の1市1町1村が合併して誕生したまちである。甲府盆地の東部に位置し、面積は289.80km²で、山梨県の面積の約6.5%を占め、県内第4位の広さを有している。西部から南部にかけては甲府市及び笛吹市、東部は甲州市、北部は埼玉県秩父市及び長野県川上村にそれぞれ接している。

また、都心から約100km圏内、JR中央本線、中央自動車道で90分という恵まれた場所に立地している。

地形的には、市内の中央を流れる笛吹川を背骨として、北部は日本百名山の連なる山岳森林地域、南部の笛吹川右岸側は丘陵地、左岸側は平坦地で構成される明確な構造となっており、北部の山岳地域と南部の平坦地では約2,300mの標高差がある。

面積の80%を森林が占め、笛吹川とその支流の琴川、鼓川、日川、重川などがもたらす肥沃な土地の恩恵を受け、なだらかな斜面や平坦地に広がる桃・ぶどうの果樹園は、美しい景観を織りなすとともに、県内有数の生産量を誇っている。

北部に位置する秩父山系には、甲武信ヶ岳、国師ヶ岳など2,000m級の山々が連なり、山間の西沢溪谷、乙女高原などと併せ、その優れた自然環境は秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、2019年6月には、ユネスコエコパークに登録された。

本市の人口は、平成17年の39,297人をピークに減少傾向にあり、令和2年の総人口は、34,296人である。

世帯数は、平成17年の14,008世帯から令和2年の14,695世帯に増加しているが、1世帯当りの人数が2.8人から2.3人に減少している。

本市の汚水処理人口普及率は、市全体で71.77%（令和2年度）にとどまっており、くみ取りによる処理は年々減少傾向にあるものの、依然、汚水処理人

口普及率が低い状態で推移している。

4－2 地域の課題

○人口・少子高齢化

本市人口に係る社会動態は、転出超過が続き、大学進学や就職を契機とする東京圏への転出が続いており、生産年齢の減少に歯止めをかけることが困難な状況となっている。

自然動態についても、近年は出生数の減少が続く一方で、死亡者数は高い水準で推移し、自然減が続いている状況である。

○産業

本市の基幹産業である果樹農業においては、近年の消費者ニーズに合わせた高付加価値品種の産出の影響等により、農業産出額は回復傾向にあるが、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加は続いている状況である。

商工業においては、近年の企業立地の影響により従業者数は増加に転じているが、この従業者数の増加に比例した市の人口増加には結びついていないことや、市内企業数の減少が進んでいる状況である。

○まちづくり

企業等の立地により、しごと創出は一定程度実現できている一方で、市内への人の流れを示す転入数の増加には繋がっていない。

○污水处理人口

本市の污水处理人口普及率が低い理由としては、単独処理浄化槽を設置している世帯において、計画区域内では公共下水道への接続、計画区域外では合併処理浄化槽への変更が進まないことが挙げられる。今後、計画区域内外に関わらず、人口密度が低い下水道未敷設地域においては、費用面を勘案し、合併浄化槽の設置を推進していく必要がある。

○し尿処理施設

本市のし尿処理施設については、昭和57年12月竣工以来、現在まで38年以上経過し、施設の老朽化による漏水及び修繕等が頻発しており、維持管理経費が増加しているだけではなく、今後、施設自体が突然停止してしまうリスクも抱えている。しかし、合併処理浄化槽の設置を推進していくためには必要な施設であるため、大規模な改修工事が必要である。大規模改修後は、し尿処理場から、施設内で処理を行わなくなるため、し尿等投入施設になる。

4－3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生污水处理施設整備交付金により、公共下水道（し尿等投入施設）と浄化槽を一体的に整備することにより、「きれいで安全な水環境」の提供を推進し、污水处理の共同化を図り、污水处理人口普及率の向上を図る。公共用水域（河川）の環境基準を維持する。なお、公共下水道（し尿等投入施設）を整備することによって、経費削減を実現する。

(目標 1)

汚水処理人口の普及率の向上を図る。

目標 1	令和 2 年度 (基準年度)	令和 5 年度 (中間年度)	令和 8 年度 (目標年度)
汚水処理人口 普及率の向上	71.77%	80.88%	86.34%

(目標 2)

し尿等投入施設の経費を削減する。

目標 2	令和 2 年度 (基準年度)	令和 5 年度 (中間年度)	令和 8 年度 (目標年度)
し尿等投入施設 の経費削減	74,873 千円	69,300 千円	63,000 千円

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本市の汚水処理人口普及率は、令和 2 年度 71.77% である。くみ取りによる処理は年々減少傾向にあるが、単独処理浄化槽による処理については、計画区域内は公共下水道へ、計画区域外は合併処理浄化槽への変更が進まない状況である。今後、さらなる普及拡大を図る必要がある。

また、し尿処理施設は、昭和 57 年 12 月竣工以来、現在まで 38 年以上経過しており、施設の老朽化は進行しており、施設の更新を図る必要がある。更新については、既存の施設で有効利用可能なものを使用し、投入される生し尿及び浄化槽汚泥を全量希釈し下水道に放流する施設として整備を行うことで、効率的・効果的な生活排水対策を推進するとともに、河川の環境保全等に関連する市単独事業を展開することにより、河川の水質を改善し、安全・安心で快適な暮らしの実現を目指す。

5-2 第 5 章の特別の措置をして行う事業

(1) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金 【 A3009 】

[事業主体]

・山梨市

[施設の種類]

- ・浄化槽 (個人設置型)
- ・公共下水道 (し尿等投入施設)

[事業区域]

- ・浄化槽 (個人設置型) 下水道整備対象区域を除く区域
- ・公共下水道 (し尿等投入施設) 同上

[事業期間]

- ・浄化槽（個人設置型） 令和4年度～令和8年度
- ・公共下水道（し尿等投入施設） 令和4年度～令和7年度

[整備量]

- ・浄化槽（個人設置型） 115基
- ・公共下水道（し尿等投入施設） 1施設

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・浄化槽（個人設置型） 690人
- ・公共下水道（し尿等投入施設） なし

[事業費]

- ・浄化槽（個人設置型） 42,950千円（うち交付金 14,315千円）
- ・公共下水道（し尿等投入施設） 1,070,400千円（うち交付金532,620千円）
- 合計 事業費 1,113,350千円（うち交付金546,935千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

指標1

公共用水域（河川）の環境基準を維持する。

主要河川の生物化学的酸素要求量の測定結果及び評価指標（BOD）

指標		基準年 R2	R4	R5	R6	R7	R8
指標1 公共用水域（河川）の 環境基準維持（BOD）	笛吹川 上流	＜0.5mg/l	＜0.5mg/l	＜0.5mg/l	＜0.5mg/l	＜0.5mg/l	＜0.5mg/l
	重川	1.2mg/l	1.2mg/l	1.2mg/l	1.2mg/l	1.2mg/l	1.2mg/l

備考）水質汚濁に係る環境基準（河川）の類型指定 笛吹川上流（A類型）：BOD 2mg/l以下であること。重川（B類型）：BOD 3mg/lであること。現時点で環境基準を達成しているため、現状の維持を目標とします。

毎年度終了後に山梨市が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

（政策間連携）

公共下水道及び浄化槽を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、快適で魅力ある生活環境の整備といった地域再生の目標達成に資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で先導的な事業となっている。

公共下水道（し尿等投入施設）の整備事業は山梨市強靱化計画に明記された事業である。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「汚水処理人口普及率向上」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の措置

水質保全関連

(1) し尿処理施設の共同化

内 容 生し尿浄化槽汚泥を下水道放流することによって、市内全域の生し尿浄化槽汚泥を全て下水道処理施設で処理を行うことで水資源の保全並びに事業の効率化を図る。

実施主体 山梨県山梨市

実施期間 令和7年～

(2) 合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置型）

内 容 公共用水の水質汚濁を防止するため、峡東流域下水道関連山梨市公共下水道全体計画区域外及び旧牧丘町を除く地域（峡東流域下水道関連山梨市公共下水道全体計画区域における事業計画外区域が対象）に対して合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付する。

実施主体 山梨県山梨市

実施期間 平成29年4月～令和4年3月

(3) 合併処理浄化槽設置整備事業（市設置型）

内 容 公共用水の水質汚濁を防止するため、旧牧丘町の峡東流域下水道関連山梨市公共下水道全体計画区域外を除く地域（峡東流域下水道関連山梨市公共下水道全体計画区域における事業計画外区域が対象）に対して合併処理浄化槽を市が設置し、維持管理を行い、設置家庭から負担金をいただく。

実施主体 山梨県山梨市

実施期間 平成29年4月～令和4年3月

(4) 市内河川・水路の水質検査

内 容 市内10河川18カ所

実施主体 山梨県山梨市

実施期間 令和4年4月～令和9年3月

(5) 河川・水路の清掃活動

内 容 市内82地区

実施主体 地元行政区

実施期間 春季・秋季年2回

(6) 下水道加入促進補助金

内 容 下水道の普及促進を目的に、くみ取便所を水洗便所に改造する工事、汚水の排水設備を設置する工事又は単独浄化槽若しくは合併浄化槽を取り壊す工事を実施する者に対し、補助金を交付する。

実施主体 山梨県山梨市

実施期間 令和4年4月～令和9年3月

農業就農関連

(1) 認定農業者事業

内 容 農業者が「効率的かつ安定的な農業経営」の目標に向けて、農業経営の改善を進めようとする計画を市等が認定し、認定を受けた農業者に対して支援する。

実施主体 山梨県山梨市

実施期間 —

(2) 親元就農支援事業

内 容 農業従事者の高齢化及び後継者不足の解消のため、将来の担い手の確保及び育成を図ることを目的とし、親元就農者を支援する。

実施主体 山梨県山梨市

実施期間 —

(3) 新規就農支援事業

内 容 農業で自立を目指す新規就農者に対して、新たな農業経営者の育成を図るため、新規就農者を支援する。

実施主体 山梨県山梨市

実施期間 —

(4) 農地中間管理事業

内 容 農地中間管理機構が農地の所有者から農地を借り受け、借受者に農地の貸し付けを行う。

実施主体 山梨県

実施期間 —

(5) 畑地帯総合整備事業

内 容 畑地帯における農業用排水施設、区画整理の農業生産基盤整備と、これに関連するその他の整備、また担い手農家の経営安定等のための生産・集落環境整備を総合的に行う。

実施主体 山梨県

実施期間 —

(6) 土地改良事業

内 容 農業者の自力施工等も活用し、迅速に農地の区画狭小・排水不良を解消し、耐用年数を迎える水利施設等の適切な保全管理を実施することにより、農業競争力の強化を図る。

実施主体 山梨県山梨市

実施期間 —

空き家関連

(1) 空き家バンク活用推進事業

内 容 空き家の有効活用を通じた「市民と都市住民の交流拡大」と「定住促進による地域の活性化」を図ることを目的に、「山梨市空き家情報登録制度『空き家バンク』設置要綱」に基づき、(公社)山梨県宅地建物取引業協会を媒介して利用希望者へ空き家情報を提供する。

実施主体 山梨県山梨市

実施期間 —

商工業関連

(2) 山梨市創業支援事業

内 容 山梨市で新たに創業する事業者を対象に支援を実施する。

実施主体 山梨市

実施期間 ～令和8年3月

6 計画期間

令和4年度～令和8年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

計画期間の中間年度及び計画終了後に、山梨市において、4に示す数値目標に照らし状況を調査し評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和2年度 (基準年度)	令和5年度末 (中間年度)	令和8年度末 (目標年度)
目標1 污水处理人口 普及率の向上	71.77%	80.88%	86.34%
目標2 し尿等投入施設 の経費削減	74,873千円	69,300千円	63,000千円

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収 集 方 法
汚水処理人口 普及率の向上	山梨市の年度集計データより
し尿等投入施設 の経費削減	山梨市の年度集計データより

・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかに山梨市ホームページにて公表する。